

蜜蜂転飼許可申請 **かんたん!** 電子申請ガイド



電子申請では**クレジットカード、ペイジーによるインターネットバンキングや対応銀行ATM**での支払いが可能です!

電子申請URL https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5740

鳥取県畜産課養蜂ホームページからも電子申請できます(「鳥取」「養蜂」で検索)



令和4年5月9日更新

1. 利用者ログイン

利用者ログイン

手続き名	蜜蜂転飼許可申請
受付時期	2021年11月1日8時31分 ~ 2099年3月1日0時00分

利用者登録せずに申し込む方は [こちら](#) >

利用者登録される方は [こちら](#)

既に利用者登録がお済みの方
利用者IDを入力してください

登録済みの方は [こちらからログイン](#)

利用者登録せずに申し込む方は、こちらを選択

「利用者登録」する方はこちら
登録をしなくても申請可能ですが、これまでの申請をコピーして再申請できるので便利です!

とっても便利!

前回申請をコピーして申請する方法 ※利用者登録が必要です

I. ログインし「**申込内容照会**」を選択

とっとり電子申請サービス(鳥取)

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

手続き申込 | **申込内容照会** | 委任内容照会

II. コピーしたい申請の「**詳細**」を選択

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
714150124	蜜蜂転飼許可申請	農林水産部 畜産振興局畜産課 熊鷹・経済担当	2021年11月11日13時	処理待ち	詳細

III. 画面最下部に移動し、「**再申込みする**」を選択、
利用規約に同意する

< 一覧へ戻る **再申込みする** >

IV. 前回申請からの変更箇所を修正する ※初期値は前回申請のままです、申請日、飼育期間は必ず修正してください。

2. 蜂場貸与同意書のダウンロード ※自己所有地以外に巣箱を置く場合

ダウンロードファイル1	様式第3号 蜂場貸与同意書.doc
ダウンロードファイル2	【記載例】様式第3号 蜂場貸与同意書.doc

蜂場貸与同意書をダウンロードし、記載例を参考に記入します。

3. 規約の確認

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は 2021年11月1日8時31分 ~ 2099年3月1日0時00分 です。
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込できません。

< 一覧へ戻る **同意する** >

規約を確認し、同意して頂ける場合は先に進みます。

4. 申請内容の入力

申請日等、案内に従い入力します。
日付を入力するときは「カレンダー」を選択し、日付を選択すると便利です。

申請日 **必須**

20211118

カレンダー

転飼の内容

最大7件入力可能な項目です。(1件目は〇〇01。2件目は〇〇02。〇〇は項目名。以下3以降同様に表示されます)

転飼しようとする場所01を入力してください。 **必須**

転飼しようとする場所の字(大字・小字)、地番まで入力してください。

転飼蜂群数01 **必須**

群

添付書類

提出方法 **必須**

転飼しようとする場所付近の見取図を電子ファイルで添付または、郵送等で提出してください。
※転飼しようとする場所が自己の所有する土地でない場合は、様式第3号 蜂場貸与同意書を郵送などに提出する必要があります。土地所有者又は使用権者の押印がある場合は原本の郵送が必要ですが、土地所有者等の目録の場合、原本の郵送は不要ですので本申請の添付ファイル欄に写し(PDF、画像等)を添付してください。

- 電子ファイル添付 (例: 転飼先は自己所有地のみで見取図のみ添付)
- 郵送等で提出 (例: 押印された蜂場貸与同意書と見取図を郵送)
- 電子ファイル添付と郵送等を併用 (例: 見取図は電子ファイル添付、押印された蜂場貸与同意書は郵送)

選択解除

添付書類 添付ファイル

ファイルを選択してください

必ず「添付する」を選択

添付結果
はち.png 削除
添付成功すると、添付結果が表示されます

最大7件の転飼計画が入力可能です。

※7件以上になる場合は、任意様式に必要事項を記載の上、本申請の添付ファイル欄に添付してください。

入力が完了したら、画面下部へ移動します。

※パソコンの場合、画面右にある「下へ」を使うと、最下部まで移動できて便利です。

蜂場貸与同意書について、土地所有者の**自署の場合**は押印不要ですので写し(pdf、画像ファイル等)を電子ファイルにて添付してください。押印がある場合は、原本を提出先農林局に郵送してください。

「参照」を選択し、記入済みの蜂場貸与同意書、転飼場所見取り図を選択し、「添付する」を選択します。

申請完了後、県から「受付完了メール」が届きます。メールの内容に従い、支払い期限までにクレジット支払いをしてください。

電子申請は以上です。何かお困りのことがあれば、以下までお問い合わせください。

申請の受付を行いましたので、お知らせします。

電子メールでご案内する料金をご確認の上、〇年〇月〇日までに、転飼許可手数料をお支払いください。

申込内容照会ページ(下記URL参照)にて、申込み完了メールでお知らせした整理番号・パスワードでログインし、(1)クレジット利用の場合、F-REGI公金支払いホームページにて、(2)ペイジー利用の場合、対応するインターネットバンキング又は金融機関ATMにて支払い手続きを完了してください。

支払確認及び配置調整後、転飼許可証を送付しますのでしばらくお待ちください。

申込内容照会URL(PC用):

https://s-kantan.jp/pref-tottori-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action

押印された蜂場貸与同意書など、添付書類の郵送が必要な方は以下にお送りください。

○鳥取市、岩美郡に転飼予定の方
東部農林事務所 農業振興課 (電話0857-20-3554)
〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176

お問い合わせ先: 鳥取県農林水産部畜産振興局畜産課(0857-26-7288)